

令和5年度 市・県民税（住民税）申告書付表
（課税方式選択用）

行政区 - 世帯コード	住民コード
—	

フリガナ	生年月日
氏名	個人番号
住所	電話番号

（※留意事項及び添付書類などについては、裏面をご確認ください。）

1 上場株式等の配当所得・譲渡所得等の課税方式の選択について

上場株式の配当所得・譲渡所得等について、市・県民税は次のとおり申告します。

※確定申告をした全ての配当所得・譲渡所得等について申告不要とする場合には、確定申告書第二表の住民税に関する事項「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○をするか、市・県民税（住民税）申告書の「9 配当所得に関する事項」該当欄にチェックをするのみで、この申告書の提出は不要です。

取引口座 (特定口座)	所得税（確定申告での申告内容）			⇒	市・県民税で申告する内容			
	所得の種類	所得税の課税方式	配当所得の額 譲渡所得等の額		所得の種類	市・県民税で 選択する課税方式	配当所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
証券会社 銀行 ()	配当所得	<input type="checkbox"/> 総合課税分		⇒	配当所得	<input type="checkbox"/> 申告不要	/	④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分				<input type="checkbox"/> ①総合課税分		
証券会社 銀行 ()	譲渡所得等	分離課税分		⇒	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要	/	⑤株式等譲渡所得割
		分離課税分				<input type="checkbox"/> ③分離課税分		
証券会社 銀行 ()	配当所得	<input type="checkbox"/> 総合課税分		⇒	配当所得	<input type="checkbox"/> 申告不要	/	④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分				<input type="checkbox"/> ①総合課税分		
証券会社 銀行 ()	譲渡所得等	分離課税分		⇒	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要	/	⑤株式等譲渡所得割
		分離課税分				<input type="checkbox"/> ③分離課税分		

⇒①～⑤のそれぞれの合計額を、2の①～⑤に記入してください。

※取引口座を上記に記載しきれない場合または上場株式等の配当所得のうち、特定口座に受け入れなかったものを申告する場合には、右記にチェックのうえ、別紙（任意の様式で可）にも記載してください（2には別紙記載分も含めて記載してください）。

別紙有り

2 市・県民税にて申告する上場株式等の配当所得金額・譲渡所得等金額について

		配当所得の額・譲渡所得等の額	配当割額・株式等譲渡所得割額
上場株式等の配当所得	①総合課税分		④配当割額
	②分離課税分		
上場株式等の譲渡所得等	③分離課税分		⑤株式等譲渡所得割額

◎この申告書付表（課税方式選択用）は、上場株式等の配当所得・譲渡所得等を所得税と異なる課税方式を選択する場合には、市・県民税（住民税）申告書と一緒に提出をお願いします。

所得税と市・県民税（住民税）において異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

1 申告書の提出期限について

所得税と市・県民税において異なる課税方式を選択する場合は、**納税通知書が送達されるときまでに申告することが必要です**（この期限を超過した場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください）。

また、確定申告書のみを提出された場合は、確定申告書における課税方式と同じ課税方式により市・県民税の課税を行うこととなります。

【納税通知書の送達時期の目安】

- ・給与所得等で特別徴収をされている方については、特別徴収税額決定通知書の送付により税額が確定していることから、特別徴収税額決定通知書送達後（給与支払者より5月31日までに納税義務者へ交付）は所得税と異なる課税方式の選択はできません。
- ・普通徴収の方については、市・県民税納税通知書を6月中旬に順次送付しています。納税通知書の送達後は所得税と異なる課税方式の選択はできません。

2 所得税と市・県民税において、異なる課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と市・県民税において、異なる課税方式の選択が可能な所得については、上場株式等の配当所得及び株式等譲渡所得です。

※上場株式等の配当所得については、大口株主等（発行済株式等の3%以上を保有する方）が支払を受けるものを除きます。なお、配当所得のうち利子所得に該当するものは総合課税を選択することはできません。

※上場株式等の譲渡所得については、源泉徴収されていない特定口座（簡易申告口座分）及び一般口座での取引にかかる所得を申告不要とすることはできません。

※同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と配当所得がある場合、配当所得のみを申告不要とすることはできません。

3 添付書類について

- ・確定申告書の控えの写し一式
（確定申告書の第一表～第四表（一）・（二）及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など）
- ・特定口座年間取引報告書の写し、上場株式配当等の支払通知書など
※上記書類は、課税方式等を確認するために必要となりますので提出をお願いします。

4 課税方式を選択することによる留意事項について

- ・申告不要を選択した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。
- ・市・県民税において配当所得及び株式等譲渡所得の申告不要以外の課税方式を選択した場合は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険税や介護保険料等の算定など、各種行政サービスに影響を及ぼすことがあります。

5 繰越損失がある場合について

- ・当該年度において、繰越損失額を翌年度に繰り越す申告をする場合は、納税通知書が送達されるときまでに、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。
- ・所得税において申告及び繰越損失の適用を行い、市・県民税では申告不要を選択した場合、翌年の申告において、所得税における繰越損失額と市・県民税における繰越損失額に差異が生じることから、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、市・県民税における繰越損失について、市・県民税申告書及び「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要となります。
- ・所得税における申告がない場合であっても、市・県民税に繰越損失額を有するときは、市・県民税申告書及び「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。
- ・「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出がない場合は、翌年度に繰り越す譲渡損失は適用されません。